

よくあるご質問 ～風水害関連～

※下記以外のご不明な点につきましては、ホームページから「お問い合わせ」も可能です。あわせてご利用ください。

Q. 風水害の被害に遭いました。何か事前に用意しておくものはありますか？

被害にあったら、被災個所の保存をお願いしています。それが難しい場合、被害箇所の現場写真と修理の見積もりを取得してください。

Q. 風水害によって契約物件の屋根がはがれ、雨漏りが発生しました。その他、隣家からの飛来物により窓ガラスが割れました。支払いの対象になりますか？

風水害等により建物が損壊した結果、生じた損害の額が1,000円を超える場合に支払いの対象となります(総合(慶弔)共済は住宅・家財合算で20万円を超える損害の場合にお支払いします)。ただし、建物の老朽化や隙間からの雨漏り、網戸からの吹き込みによる損害など事故性のないものは支払いの対象となりません。

Q. 物置とカーポートが壊れました。火災共済は風水害も対象になるとありますので支払い対象になりますか？

風水害等により物置やカーポートといった付属建物や門、塀といった付属工作物が損壊した結果、生じた損害の額が1,000円を超える場合に支払いの対象となります。ただし、建物の損害額に含める付属建物等の損害額は、火災共済の建物の契約共済金額の10%が限度となります。

Q. 窓を開けっ放しにして出かけたところ、大雨により部屋が水浸しになってしまいました。支払い対象になりますか？

窓の閉め忘れによる網戸からの吹き込みの損害など事故性のないものは支払いの対象になりません。

Q. 電通共済生協の火災共済と他の火災保険(共済)の両方に入っている場合、万一のときの共済金はどうなりますか？

それぞれの契約から支払われる共済金(保険金)などの合計額が損害額を超えるときは、それぞれの支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

Q. 火災共済・自然災害共済の双方から満額支払われるのですか？

「一部壊」または「半壊」の被害に対して支払われる火災共済・自然災害共済の合計金額が損害額を上回る場合には火災共済からの支払いを優先し損害額を限度にお支払します。